

25 ダイオキシン類対策特別措置法

[特定施設設置等の届出]
(第12条、第13条、第14条、第18条、第19条)

法の趣旨	ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去等のため、施策の基本とすべき基準、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的とする。
届出の必要な行為	<p>特定施設を設置しようとするときは、設置の工事着手日の60日前(第17条)に特定施設の設置届出をしなければならない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※ 特定施設(施行令第1条)</p> <p>(1) 大気基準適用施設 アルミ溶解炉、廃棄物焼却炉等5施設(施行令別表第1)</p> <p>(2) 水質基準適用施設 排ガス洗浄施設、灰の貯留施設等19施設(施行令別表第2)</p> </div>
届出の必要な区域	県内全域
受理権者	知事 中核市長
基準等	<p>(1) 排出基準(第8条)</p> <p>(2) 排出の制限、改善命令(第20条、第22条)</p> <p>(3) 事故時の措置(第23条)</p> <p>(4) 廃棄物焼却炉に係るばいじん・燃え殻等の処理等(第24条・第25条)</p> <p>(5) 事業者には排ガス、排出水等の年1回以上の測定義務(第28条)</p>
担当機関	<p>県 … 各地方振興局 県民環境部 環境課 (いわきを除く。南会津地方振興局は県民環境部県民環境課)</p> <p>中核市 … 福島市環境部環境課、郡山市環境保全センター いわき市環境監視センター</p>
手続フローチャート	<pre> graph LR A[届出者] -- 届出 --> B[担当機関] B -- 受理書 --> A </pre>
備考	